

第7回 飯山市保育園・学校課題検討委員会会議次第

日時：平成30年4月25日(水) 午後6時30分

場所：飯山市役所4階全員協議会室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

4 議 事

(1) 飯山市第5次総合計画 後期基本計画（教育分野）、飯山市公共施設等総合管理計画について

(2) 学校の適正規模・適正配置等について

(3) 本市の小中学校の現状について
・児童・生徒数、施設状況について
・中学校の通学方法について

(4) その他

5 その他

資料（前回配布）

【資料】 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き
～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～



平成 29 年 7 月 28 日

飯山市保育園・学校課題検討委員会委員長 様

飯山市教育委員会

教育長 長瀬 哲



保育園及び学校の保育・教育環境の充実を図るため、飯山市保育園・学校課題検討委員会設置要領第 2 条の規定により、次の事項について諮問します。

1. 検討事項

飯山市保育園・学校の課題等に関すること

2. 諮問理由

全国的に少子化が進む中であって、当市も例外でなく園児・児童数の減少に伴い、保育園・学校の小規模化が進行しています。全市的な視点に立ち、保育園・学校配置・規模等について検討する時期がきております。

保育園・学校の子ども達に、より良い保育・教育環境の提供、学校規模や地域との関わり、保育園・学校経営、教育効果などを総合的に検討していただき、飯山市の子ども達にとって望ましい保育・教育環境の将来像を提言賜りたく諮問いたします。

保育園・学校課題検討委員会スケジュール(案)

年 度		29年度			30年度		
月		4～7	8～11	12～3	4～7	8～11	12～3
1	保育園・学校課題 検討委員会						
	保育園検討		 中間提言				
	学校検討						
2	保育園課題対応						
3	学校課題対応						
4	議会等			中間報告		中間報告	最終報告

学校施設の現状

No	学校名	校舎					体育館				
		構造	建築年度	耐震関係			構造	建築年度	耐震関係		
				耐震診断	耐震工事	耐震判断			耐震診断	耐震工事	耐震判断
1	秋津小学校	RC	S63.2	—	—	OK	RC	H2.2	—	—	OK
2	飯山小学校	RC	S58.5 S59.1	—	—	OK	RC	S60.3	—	—	OK
3	泉台小学校	RC	S61.3	—	—	OK	RC	S62.2	—	—	OK
4	常盤小学校	RC	S60.2	—	—	OK	RC	S62.2	—	—	OK
5	戸狩小学校	RC	S52.12	H8 ○	—	OK	RC	S53.3	H8 ×	H8 ○	OK
6	東小学校	RC	S55.3	H19 ○	—	OK	RC	S55.3	H8 ×	H8 ○	OK
7	木島小学校	RC	S62.3 H2.1	—	—	OK	RC	H1.1	—	—	OK
8	城南中学校	RC	H4.4	—	—	OK	RC	H4.4	—	—	OK
9	城北中学校	RC	S54.11	H20 ×	H21 ○	OK	RC	S55.3	H20 ×	H21 ○	OK
10	給食センター	RC	H28.8	—	—	OK	—	—	—	—	—

秋津小・泉台小・木島小体育館つり天井撤去(H27)。城南中小体育館つり天井撤去(H29)。

RC:鉄筋コンクリート造

昭和57年以降の建築物は、新耐震基準により建築されています。

耐震診断をクリアすると、震度6強程度の大地震に対しても、建物が倒壊や崩壊する危険性は低いとされています。

学校の適正規模・適正配置 関係法令

学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

※中学校については、第49条において準用

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第49条において準用

※昭和33年の省令改正により条文化（それ以前は学校規模に関する規定はなし）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

学校の小規模化に伴って生じるデメリット

学校全体の学級数が少ない

生じる学校運営上の課題

◆クラス替えができない

- ◆クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ◆習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとれない

◆クラブ活動や部活動の種類が限定

- ◆運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ◆男女比の偏りが生じやすい
- ◆上・下級生間のコミュニケーションが限定
- ◆学習や進路選択の模範となる先輩が少ない

◆児童生徒の総数が少ないことによる課題

クラスサイズが極端に小さいことによる課題

- ◆体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約
- ◆班活動やグループ分けに制約
- ◆協働的な学習で取り上げる課題に制約
- ◆教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ◆生徒指導上課題のある子供の問題行動にクラス全体が大きな影響を受ける
- ◆児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約
- ◆教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

教職員数が少ないことによる課題

- ◆経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置が困難
- ◆免許外指導の教科が発生(中学校)
- ◆TTやグループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難
- ◆クラブ活動や部活動の指導者確保が困難
- ◆教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達が困難
- ◆教職員一人当たりの校務・行事負担が重く、校内外の研修や研究協議会等に参加困難
- ◆教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ◆様々な課題に組織的に対応することが困難

児童生徒への影響の可能性

社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい

児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい

協働的な学びの実現が困難

多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい

進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す

多様な物の見方や考え方等に触れることが難しい

教員への依存心が強まる

教員の専門性を生かした教育を受けられない

小規模校であることにより生かせる強み

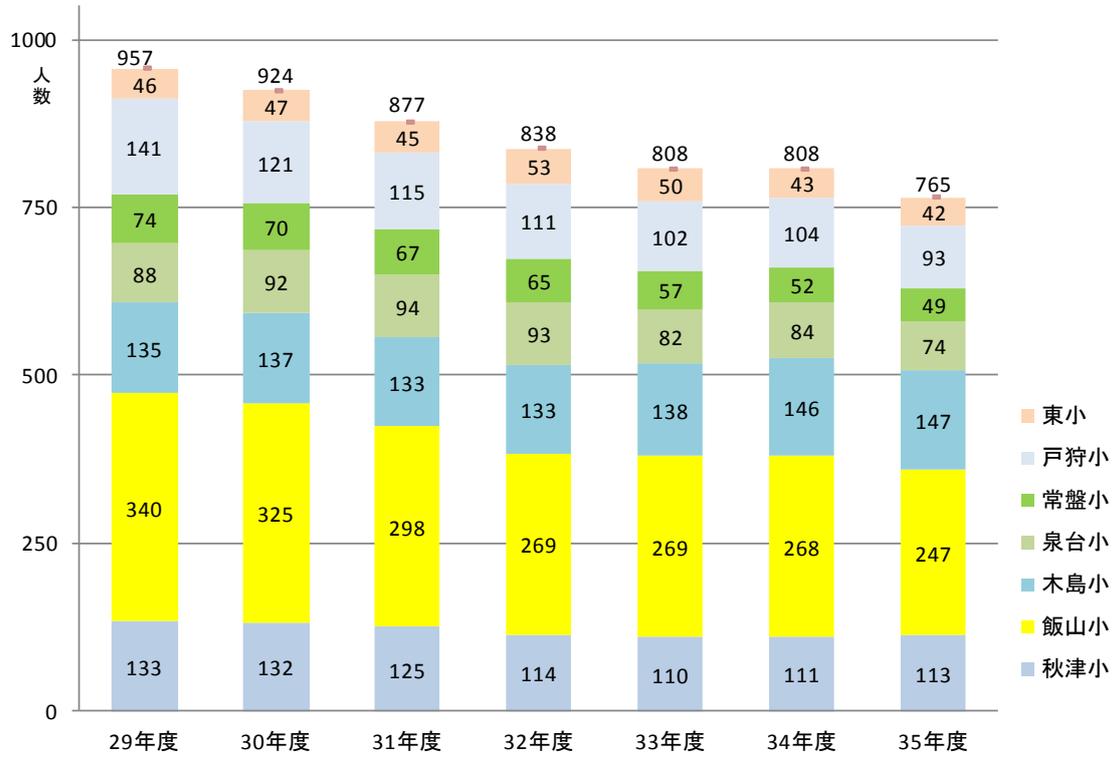
学校全体やクラスの児童生徒数が少ない

享受するメリット

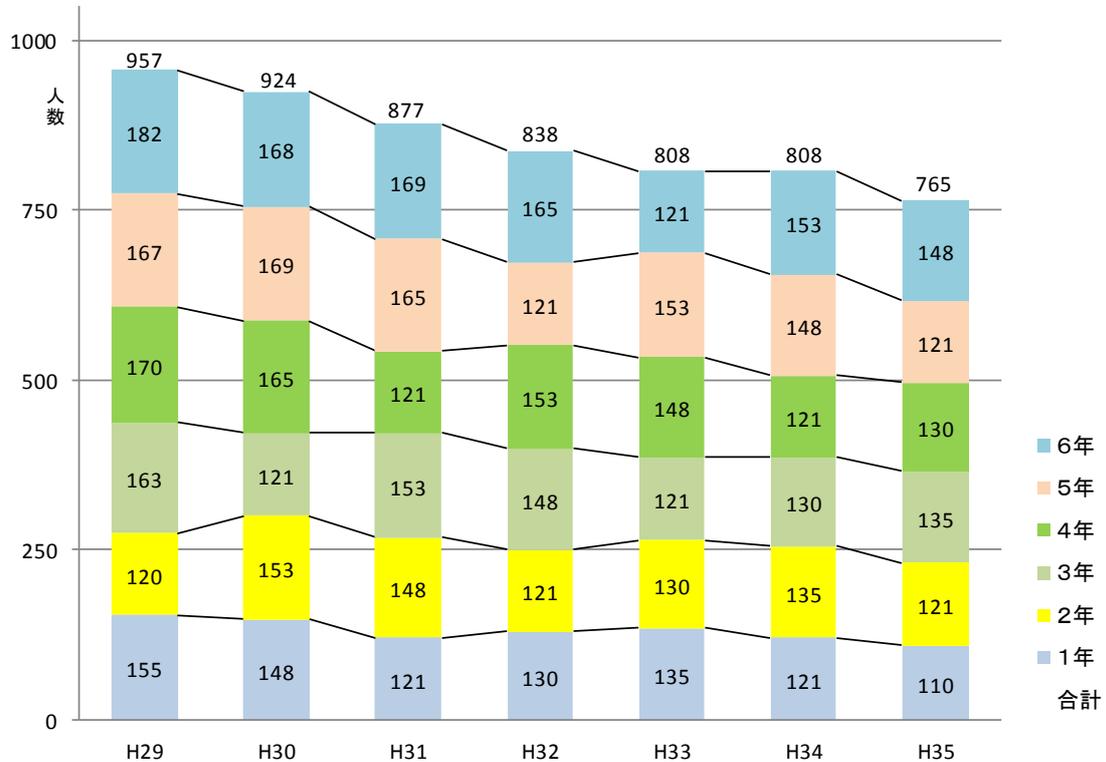
- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導・個別指導などきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。(ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能)
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

平成29～35年度 児童数の推計

(1) 学校別



(2) 学年別

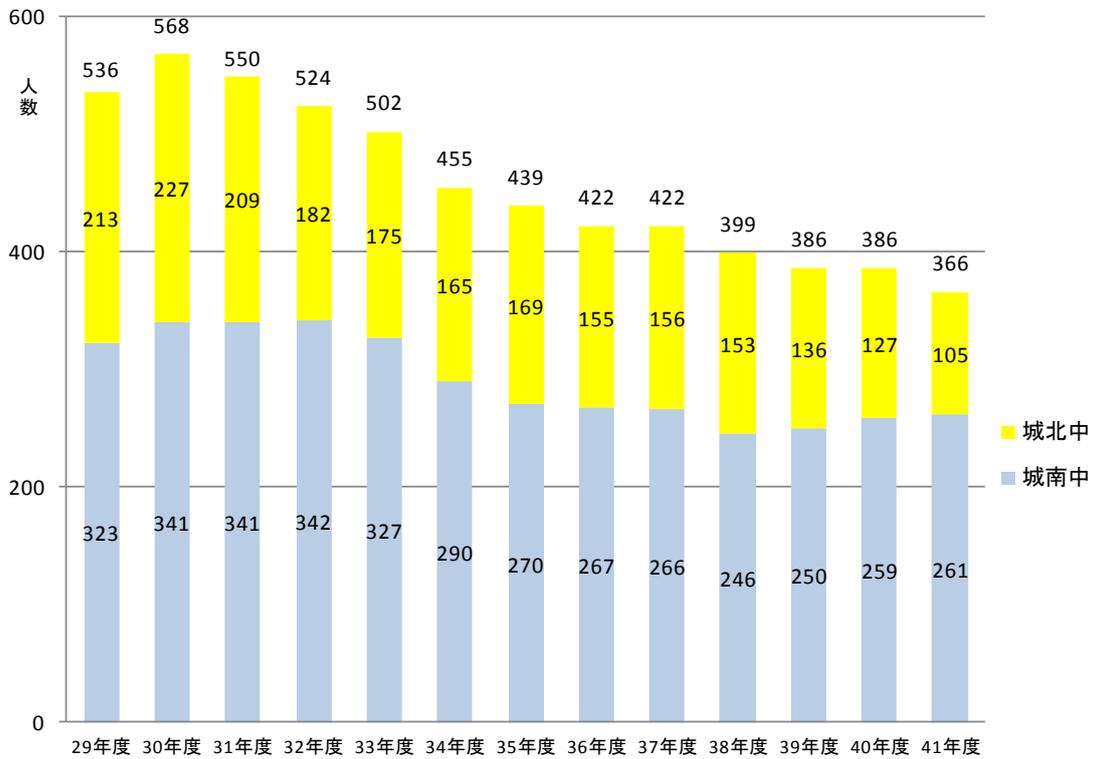


※ 平成29年度は学校基本調査による数値（5月1日現在）

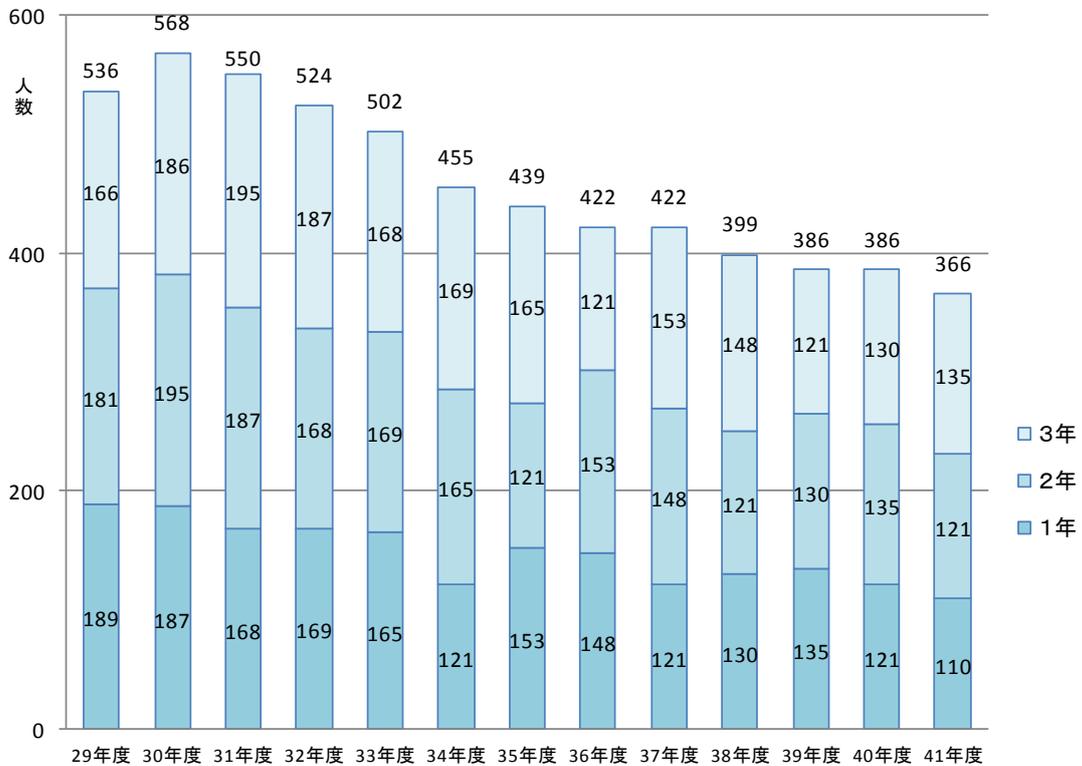
※ 平成30年度以降は平成29年5月1日現在の住民基本台帳により学齢人数を各学校ごとに集計した推計値。

平成29～41年度 生徒数の推計

(1) 学校別



(2) 学年別



※ 平成29年度は学校基本調査による数値（5月1日現在）

※ 平成30年度以降は平成29年5月1日現在の住民基本台帳により学齢人数を各学校ごとに集計した推計値。

【小学校児童及び中学校生徒の通学基本方針】

市内小学校児童・中学校生徒の通学については、**徒歩通学**を原則としますが、均衡のあるより良い教育環境をつくるために、当市の特性（地形・気候など）を考慮し、地域によっては配慮しなければならない箇所が生じてきます。

配慮事項については次のとおりとします。

(1) 遠距離通学となる概ね4 km以上の児童及び6 km以上の生徒への通年補助（冬期は3 km以上の児童及び5 km以上の生徒）。

- ・ J R、路線バス等運賃に対処する補助。
- ・ スクールバス運行による補助。

(2) 通学区が変更し、概ね5 km以上となる地域、特に橋梁を利用しなければならない地域における通年補助。

(木島地区（上新田・安田を除く）、笹沢・針田・関沢）

- ・ スクールバス等運行による補助。

(3) 通学距離が概ね5 km以上となる地域（特に橋梁を利用しなければならない地域においては概ね4 km以上）における冬期間補助。

(深沢、市ノ口、有尾、北町、木島地区上新田)

- ・ 公共交通等必要となる運賃に対処する補助。

(4) 通学距離が概ね3 km以上の地域における夏季自転車通学の認可。

- ・ 利用者（保護者含む）が必要に応じて自転車通学を学校長へ申請。各学校の運営（きまり）に基づき認可を行う。
- ・ 認可条件（自己による自転車保険加入等）を含むとともに定期的な講習及び点検の実施。

市内小学校遠距離通学 区域表

学校名	対象地区	交通手段	期間	備考
飯山小	奈良沢(城六平)、西山、分道、堂平、斑尾	コミュニティバス	通年	
泉台小	大川、涌井、関屋、堰口、大平、中谷、倉本、滝ノ脇、濁池	スクールバス	通年	
	尾崎、顔戸(1～3年)	路線バス	通年	
	法寺(1～3年)、中曾根(1～3年)、顔戸(4～6年)	路線バス	11月～3月	
東小	笹沢(1～3年)	路線バス	12月～3月	
戸狩小	三郷、温井、羽広山	路線バス	通年	1年生は行きのみ路線バス(帰りはスクールバス)
	曾根(1～3年)	路線バス	12月～3月	ニツ宮バス停より上の区域が対象。 1年生は行きのみ路線バス(帰りはスクールバス)
	大久保、中外、下平、下境、川面(低学年)	スクールバス	通年	
	柏尾(低学年)、北原(低学年)	スクールバス	12月～3月	
	小泉(低学年)	スクールバス	12月～3月	
	西大滝、藤沢	スクールバス	通年	

通学方法検討資料

※ 徒歩速度=80m/分 自転車速度=250m/分 バス速度=580m/分

『城南中学校』

赤色・橙色：通年通学補助地域 青色：冬期間補助地域 緑色：夏期自転車許可対象地区

地区名	通学距離 (km)	基本通学形態		通学所要時間(分)	
		夏期	冬期	夏期	冬期
深 沢	4.8	徒歩(自転車)	車両	(19)	18
茂右エ門新田	3.9	徒歩(自転車)	徒歩	(16)	49
上 組	3.9	徒歩(自転車)	徒歩	(16)	49
中 山 根	2.8	徒歩(自転車)	徒歩	(11)	35
飯 駒	2.3	徒歩	同左	29	同左
秋 津 中 央	2.0	徒歩	同左	25	同左
伍 位 野	2.0	徒歩	同左	25	同左
荒 船	1.7	徒歩	同左	21	同左
北 畑	1.7	徒歩	同左	21	同左
大 久 保	1.5	徒歩	同左	19	同左
中 町 北 部	1.0	徒歩	同左	13	同左
中 町	0.8	徒歩	同左	10	同左
斑 尾	14.7	斑尾線コミュニティバス	同左	35	同左
堂 平	13.7	斑尾線コミュニティバス	同左	34	同左
分 道	11.7	斑尾線コミュニティバス	同左	30	同左
西 山	7.7	斑尾線コミュニティバス	同左	23	同左
市 ノ 口	4.7	徒歩(自転車)	J R + 徒歩	(19)	28
有 尾	4.7	徒歩(自転車)	J R + 徒歩	(19)	28
北 町	4.5	徒歩(自転車)	J R + 徒歩	(18)	28
神 明 町	3.9	徒歩(自転車)	徒歩	(16)	49
曙 町	3.7	徒歩(自転車)	徒歩	(15)	46
田 町	3.7	徒歩(自転車)	徒歩	(15)	46
福 寿 町	3.5	徒歩(自転車)	徒歩	(14)	44
愛 宕 町	3.4	徒歩(自転車)	徒歩	(14)	43
肴 町	3.2	徒歩(自転車)	徒歩	(13)	40
本 町	3.1	徒歩(自転車)	徒歩	(12)	39
奈 良 沢	2.9	徒歩(自転車)	徒歩	(12)	36
鉄 砲 町	2.7	徒歩(自転車)	徒歩	(11)	34
上 町	2.6	徒歩(自転車)	徒歩	(10)	33
新 町	2.3	徒歩	同左	29	同左
上 倉	2.3	徒歩	同左	29	同左
栄 町	2.2	徒歩	同左	28	同左
県 町	1.8	徒歩	同左	23	同左
金 山	1.6	徒歩	同左	20	同左
南 新 町	1.6	徒歩	同左	20	同左
松 倉	1.3	徒歩	同左	16	同左
天 神 堂	6.2	スクールバス	同左	21	同左
下 木 島	6.2	スクールバス	同左	21	同左
山 岸	5.8	スクールバス	同左	20	同左
坂 井	5.5	スクールバス	同左	19	同左
其 綿	5.3	スクールバス	同左	19	同左
吉	4.9	スクールバス	同左	18	同左
野 坂 田	4.8	スクールバス	同左	18	同左
上 新 田	4.3	徒歩(自転車)	路線バス+徒歩	(17)	27
安 田	3.0	徒歩(自転車)	徒歩	(12)	38

通学方法検討資料

※ 徒歩速度=80m/分 自転車速度=250m/分 バス速度=580m/分

『城北中学校』

赤色・橙色:通学通年補助地域 緑色:夏季自転車許可対象地域

地区名	通学距離(km)	基本通学形態		通学所要時間(分)	
		夏季	冬季	夏季	冬季
倉本	15.9	徒歩+学校バス	同左	44	同左
中谷	14.7	徒歩+学校バス	同左	35	同左
滝ノ脇	15.0	徒歩+学校バス	同左	39	同左
濁池	12.7	徒歩+学校バス	同左	32	同左
大平	13.4	徒歩+学校バス	同左	54	同左
堰口	12.3	徒歩+学校バス	同左	42	同左
涌井	11.4	徒歩+学校バス	同左	30	同左
大川	10.7	徒歩+学校バス	同左	35	同左
山口	7.5	徒歩+学校バス	同左	23	同左
藤ノ木	7.6	徒歩+学校バス	同左	27	同左
小佐原	6.6	徒歩+学校バス	同左	27	同左
四ツ屋	7.2	徒歩+学校バス	同左	23	同左
南条	6.4	徒歩+学校バス	同左	19	同左
上新田	6.8	徒歩+学校バス	同左	33	同左
笹川	6.5	徒歩+学校バス	同左	28	同左
中条	5.4	徒歩+学校バス	同左	19	同左
中曾根	3.7	徒歩(自転車)	徒歩	(15)	47
顔戸	3.3	徒歩(自転車)	徒歩	(13)	42
法寺	2.9	徒歩(自転車)	徒歩	(12)	37
尾崎	2.0	徒歩	同左	25	同左
三郷	6.0	徒歩+路線バス	同左	16	同左
曾根	3.6	徒歩(自転車)	徒歩	(14)	45
蕨野	3.5	徒歩(自転車)	徒歩	(14)	44
瀬木	3.0	徒歩(自転車)	徒歩	(12)	38
五荷	2.7	徒歩	同左	34	同左
今井	2.6	徒歩	同左	33	同左
北条	2.6	徒歩	同左	33	同左
柳沢	2.1	徒歩	同左	27	同左
五束	2.1	徒歩	同左	27	同左
堀之内	1.9	徒歩	同左	24	同左
小境	1.8	徒歩	同左	23	同左
大深	1.3	徒歩	同左	17	同左
西大滝	14.5	徒歩+JR	同左	40	同左
藤沢第一	13.5	徒歩+JR	同左	47	同左
藤沢第二	13.5	徒歩+JR	同左	47	同左
桑名川(名立)	13.0	徒歩+JR	同左	44	同左
馬場(桑名川)	12.1	徒歩+JR	同左	35	同左
柄山(桑名川)	11.7	徒歩+バス	同左	26	同左
土倉(桑名川)	11.3	徒歩+バス	同左	25	同左
羽広山	10.0	徒歩+バス	同左	23	同左
新屋(桑名川)	10.2	徒歩+JR	同左	35	同左
和水(桑名川)	9.4	徒歩+JR	同左	28	同左
上村(温井)	8.8	徒歩+バス	同左	29	同左
原(温井)	8.3	徒歩+バス	同左	27	同左
下村(温井)	8.0	徒歩+バス	同左	25	同左
下境	6.8	徒歩+JR	同左	46	同左
上境	6.8	徒歩+JR	同左	41	同左
神戸	9.5	徒歩+バス	同左	10	同左
福島	8.4	徒歩+バス	同左	17	同左
富田	7.5	徒歩+バス	同左	15	同左
中組	7.2	徒歩+バス	同左	15	同左
戸那子	6.6	徒歩+バス	同左	15	同左
小菅	7.5	徒歩+バス	同左	20	同左
笹沢	5.7	徒歩+バス	同左	20	同左
針田	4.8	徒歩+バス	同左	15	同左
関沢	4.5	徒歩+バス	同左	14	同左
北原	3.4	徒歩(自転車)	徒歩	(14)	43
柏尾	2.8	徒歩(自転車)	徒歩	(11)	35
小沼	4.2	徒歩(自転車)	徒歩	(17)	53
大池	3.7	徒歩(自転車)	徒歩	(15)	47
戸隠	3.5	徒歩(自転車)	徒歩	(14)	44
上水沢	3.2	徒歩(自転車)	徒歩	(13)	40
下水沢	3.0	徒歩(自転車)	徒歩	(12)	38
柳新田	3.0	徒歩(自転車)	徒歩	(12)	38
大倉崎	2.5	徒歩	同左	32	同左
大塚	2.0	徒歩	同左	25	同左
上野	1.9	徒歩	同左	24	同左
小泉	1.2	徒歩	同左	15	同左
戸狩新田	1.2	徒歩	同左	15	同左
戸狩	1.0	徒歩	同左	13	同左